

産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会 事業再構築小委員会

早期事業再生検討ワーキンググループ（第4回）

議事要旨

○日時：令和8年1月23日（金）10:00～12:15

○場所：経済産業省別館11階1120会議室及びMicrosoft Teams

○出席者：

<委員>

山本座長、鐘ヶ江委員、菅野委員、杉本委員、中村委員、山崎委員、四十山委員

<オブザーバー>

金融庁監督局、法務省民事局

<出席団体>

一般社団法人国際銀行協会、一般社団法人事業再生実務家協会、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人全国銀行協会、一般社団法人全国信用金庫協会、一般社団法人全国信用組合中央協会、一般社団法人全国地方銀行協会、一般社団法人全国労働金庫協会、一般社団法人第二地方銀行協会、一般社団法人フューチャーズ・インダストリー・アソシエーション・ジャパン、全国市議会議長会、全国知事会、日本貸金業協会、日本証券業協会、日本商工会議所、日本商品先物振興協会、日本商品先物取引協会、日本弁護士連合会、日本労働組合総連合会

○議題

- ・労働組合・実務関係者からのヒアリング
- ・金融団体からのヒアリング

○議事概要

事務局から資料3を説明の後、労働組合・実務関係者（日本労働組合総連合会、日本弁護士連合会及び一般社団法人事業再生実務家協会）が意見陳述し、質疑応答等が行われた。その後、金融団体（一般社団法人全国銀行協会、一般社団法人全国地方銀行協会、一般社団法人全国信用金庫協会、一般社団法人生命保険協会、日本証券業協会及び一般社団法人フューチャーズ・インダストリー・アソシエーション・ジャパン）が意見陳述し、質疑応答等が行われた。各団体の意見の概要及び委員からの主な質疑等は以下のとおり。

●日本労働組合総連合会の意見について

- 意見の概要
- ・ 資料4のとおり。

- 委員からの意見等
- ・ 早期に事業再生を行う目的は、従業員の雇用を守り、取引先との関係を維持すること。そのため、従業員の理解が得られることはもちろん必要であるが、労働者との協議等の手続がかえって事業再生の妨げとならないよう、全体として事業再生が図られるようにバランスを取った仕組みとなることが望ましい。
 - ・ 事業再生にとって従業員及び労働組合の協力が不可欠であることは、実務家として共通認識を持っている。特に、近年の事業再生事案では、少子高齢化の影響で人材の確保・維持、従業員のモチベーション・生産性の維持が早期再生の実現に大きな影響を与えていている。
 - ・ 今回の労働組合等に対する通知等の手続は、従来の私的整理では組み込まれていなかつたプロセスを制度化するものであり、労働者の保護や労働組合等の理解に配慮した意義があると評価できる。その運用にあたっても、形式的に通知すれば足りるということではなく、信頼関係を高める協議が行われるよう、前向きかつ実質的に運用していくべき。守秘性の高い情報の取扱いにあたっても、労使双方が早期事業再生の実質的な意義を理解した上で対応することが重要。

●日本弁護士連合会の意見について

- 意見の概要
- ・ 資料5のとおり。
- 委員からの意見等
- ・ 資料3の48頁では「貸付債権等の総額の1／5を有する金融機関等が法第3条の確認を受けることについての異議を述べていないこと」と記載されているが、これは「1／5を有する金融機関等が、『異議がない』と述べていること」という意味であると理解している。その趣旨は、メインバンクのシェアが概ね1／5程度であり、主に当該メインバンクが異議を述べていないことを確認することを想定したものである。他方、資料3の48頁の当該記載は、資料5の2頁「①手続開始時の確認」のように「1／5以上の異議がある場合」に手続開始ができないようにも読める記載ぶりになっているため、誤解がないよう修正が必要。
 - ・ 一時停止要請に係る預金拘束に関するQ&Aで示す内容について、資料3の61頁で事務局案が提示されているが、預金拘束が行われるべきでない旨をより厳格に示すべきとの意見か。
→ 資料3の61頁の記載のうち「安易に」の文言を削除すべきとの意見である。
 - ・ 資料3の61頁は、一時停止要請だけを理由とした預金拘束は「安易に」行われたものとなり、結局一時停止要請だけを理由とする預金拘束はすべて行われるべきでないとの趣旨と理解していた。このように「安易に」の文言がなくとも意味は同じであるが、「安易に」の文言があることによって一時停止要請だけを理由とする預金拘束も許される余

地が残るとの読み方が生じてしまうのだとすると、「安易に」の文言は削除すべきである。

- ・ 早期事業再生計画等の提出期限について、中間整理の内容以外の事情も想定されるため、指定確認調査機関がやむを得ないと判断した場合には延長を認めるという意見に賛成である。
- ・ ファイナンス・リース債権について少額の非保全部分が生じることも想定されるが、権利変更議案の中で少額弁済を許容すれば実務上足りるのか、あるいは、弁済禁止の例外としても少額弁済を含めるべきかという点について、どのように考えるか。
 - 弁済禁止の例外としては、資料3の23頁に記載のとおり、主に「担保付債権の保全部分」として対応されるものと考えていた。
- ・ 弁済禁止の例外として少額債権を追加するかという議論については、少額性の判断が必要となることから、「少額」という要件を設けず、手続の円滑な進行の必要性や、事業継続のための必要性といった要件を設けることも検討の余地があるのではないか。どのような定め方が適切と考えるか。
 - ファイナンス・リース以外の債権者への対応について影響が生じることも考慮する必要がある。また、ファイナンス・リースの中で弁済可能になる債権とそうでない債権を明確に区別できず、適切な要件設定は難しいのではないか。この点は、運用において検討すべき問題と考える。
- ・ ファイナンス・リースの非保全部分が生じる場合、1つの対象債権者について合計すると、非保全部分が相応の金額になることもある。その場合、リース債権者の残高が、少額の貸付債権のみ有している金融機関の貸付残高よりも高額となることも想定される。こうしたケースでは、少額性のみの要件設定では不都合が生じる場合もあるため、どのような要件設定が適切であるかを含め、引き続き検討が必要である。

●一般社団法人事業再生実務家協会の意見について

➤ 意見の概要

- ・ 資料6のとおり。

➤ 委員からの意見等

- ・ 資料6の1頁で、一定のファイナンス・リース債権について「一時停止の要請の対象とせずに…」とあるのは、対象債権から外すべきとの意見か、対象債権とした上で弁済禁止の例外として措置すべきとの意見のいずれであるか。
 - 対象債権とした上で、実務上の混乱がないよう、状況に応じて柔軟な対応が可能になるよう、弁済禁止の例外の範囲を広げていただきたいとの意見である。
- ・ ファイナンス・リース債権について少額の非保全部分が生じることも想定されるが、権利変更議案の中で少額弁済を許容すれば実務上足りるのか、あるいは、弁済禁止の例外としても少額弁済を含めるべきかという点について、どのように考えるか。

- ファイナンス・リースについて一時停止要請の段階で支払が止まると実務的に支障が生じるため、権利変更議案の中で全額弁済可能とするだけでなく、弁済禁止の例外として弁済可能としておくことが重要である。その上で、ファイナンス・リース債権が弁済禁止の例外のうち「担保付債権の保全部分」により全て弁済可能といえるかというと、リース資産について定率法で評価されている場合もあり、その場合非保全債権（＝弁済できない部分）も生じ得るのではないか。担保の不可分性の問題もある。その結果、弁済禁止の例外の中に少額債権を含めないと、手続中に弁済できない場合も生じてしまうため、弁済禁止の例外に少額債権も追加で規定すべきである。
- ・ ファイナンス・リースについて、これまでの議論では、現行の私的整理の実務を大きく変えるイメージではない。手続中の弁済の可否の問題については、資料3の23頁のとおり、「担保付債権の保全部分」の規定で概ね対応できると考えていた。弁済禁止の例外に少額債権を追加すると、ファイナンス・リースに限らず全対象債権者に同様の弁済をすべきかという問題が気になる。「担保付債権の保全部分」で対応できない場合が生じたときに、少額債権として弁済することの適切性は検討が必要である。
 - ・ リース資産の評価について、指摘のとおり税務上のメリットから定率法を採用し、会計処理も定率法によっているケースが特に非上場企業で見受けられる。その結果、実態は同一であるのに、定額法を採用する企業と定率法を採用する企業とで手続中の弁済の可否や金融調整の内容が変わるのは適切でない。リース資産の評価は、実務的な支障がないように考えていくべきである。
 - ・ 弁済禁止の例外として少額債権を追加するかという議論については、少額性の判断が必要となることから、「少額」という文言を含まず、手続の円滑な進行の必要性や、事業継続のための必要性といった要件を設けることも検討の余地があるのではないか。どのような定め方が適切と考えるか。
- ファイナンス・リース債権が手続中に弁済可能となればよく、殊更「少額債権」として規定すべきという意見ではない。「少額債権」という定め方をすると、銀行の貸付債権も弁済する必要が生じる場合もあるのではないかという論点もある。適切な解決策となるよう引き続き検討いただきたい。
- ・ 対象債権者となった場合、本制度上、指定確認調査機関から一時停止要請等の通知が行われるところ、当該通知を回避することは困難と思われる。そのため、従前の私的整理よりも多くの債権者に通知される点は現行の実務から違いが生じる。当該債権者には、通知と同時に、手続中に弁済可能であって、対象債権者集会に出席しなくとも不利益がない旨を告知しないと、それらの債権者も対象債権者集会に参加せざるを得ないことになってしまう。従前の議論からはこのような整理になると考えられるが、対象債権者であっても通知を省略してよい場合があるかという点は、改めて検討が必要。
 - 制度上、一時停止要請等の通知は必要となる前提で検討していたが、通知すること自体による混乱もあり得る。そのため、工夫によって通知を省略できる手当ても検討いただきたい。

- ・ ファイナンス・リース取引は事業者によっては相当数に上り、利用申請時点で網羅的に把握できないケースも生じ得る。その関連で、対象債権者に漏れが生じていた場合の対応は引き続き検討されることになっているところ、ファイナンス・リース債権が事後的に判明した場合でも結局保全部分としての弁済が行われるため、基本的に不利益は生じないものとして、滞りなく手続を進められるのではないかと考えている。
→ 通知漏れが生じ得ることは否定できないため、通知漏れが大きなペナルティにならないように手当てしていただきたい。

●一般社団法人全国銀行協会の意見について

➢ 意見の概要

- ・ 本法の活用により早期の経営再建が期待されるところ、そのためには事業再生に関わる関係者の努力が必要。特に、主要債権者が事業者との十分な協議を通じて、少額債権者にも配慮し、手続の入口段階から規律を働くことが求められる。このように、主要債権者の責任もこれまで以上に大きくなる。
- ・ 本制度は多数決により権利変更ができるため、少額債権者の理解が十分でないままに手続が開始されるモラルハザードが生じる可能性が懸念される。事業者においては、対象債権者全体の理解を得る必要があること、そのためには入口段階で今後の事業活動の方向性等を十分に説明することが求められることを明示すべきである。具体的には、入口段階で可能な限り十分な内容の事業計画や資産評定に関する資料の準備が必要であること等をQ&Aに記載することが望ましい。なお、新たな担保制度、特に企業価値担保権との制度間の整合性や、早期事業再生法上の企業価値担保権の取扱いについても論点になり得る。
- ・ 資料3の59頁について、一時停止要請自体を受け入れない意向を示している債権者にとって「必要性は乏しい」とは必ずしもいえないのではないか。また、一時停止要請によって当然に請求失期事由に該当しないとしても、個別具体的な事情によって主張することは妨げられないはずであり、事案によっては異なる判断があり得る。
- ・ 本法の利用にあたっては、事業者の意識醸成も併せて必要となる。早期での事業再生を促進するには、経営者責任や株主責任を忌避し事業再生への着手に躊躇する経営者に対する動機付けが重要となる。例えば、早期に事業再生に着手することにより、各種の責任論を軽減できる可能性が高まるなどを本法と併せて周知することが早期事業再生に繋がる。資金繰りについても、個々の債務者に応じた十分な検証が必要。申請資料としては半年間の資金繰り見込みで足りるとされているが、形式にとらわれず、事業者の再生に必要な期間という観点から資金繰りに余裕を持って再生に着手すること、主要債権者においてこうした規律を働くことが重要である。

➢ 委員からの意見等

- ・ モラルハザードの観点では、本手続も基本的には全員同意を目指して進めていくべきことになると考えられる。また、本制度では、これまでの私的整理よりも早い段階で手続

- 申請がなされる場合も想定される。その点を踏まえると、申請時点で提出できる資料は事業者によって様々であることも踏まえた検討が必要である。
- ・ 事業再生の早期着手について、実効性を高め、適切な利害調整を図る観点でも事前に十分な時間をかけて事業再生計画を練り上げた上で本手続を活用することが望ましいという点は賛同する。その一方で、実務上は事前に計画案を検討する余裕がなく、早期に一時停止要請を行いながら計画案を策定していかざるを得ない事案も一定数存在する。こうした場合、準備が整うまで手続利用を控えることが事業価値の毀損を招き、債権者全体の回収率が下がる懸念もある。そのため、事前準備の重要性は大前提としつつ、実務上の時間的制約に対応できる程度の柔軟性は確保しておくことが必要。なお、再生検討の意義が乏しい事案については、指定確認調査機関の確認手続を通じて適切な対応が図られるものと理解している。
 - ・ 事前準備の重要性については指摘のあったとおりであるが、提出書類に関しては、本手続の申請段階と計画提出段階で区別して考える必要がある。申請段階の書類は法第3条の確認に必要な範囲で、過度な負担とならないように適切な資料が提出されることが重要である。
 - ・ 資金繰りについては、従前の私的整理の実務上も、手続期間中の資金繰りの確保について計画を提出し、モニタリングを受けている。そのため、6か月という期間に限らず手続期間中の資金繰りを示し、理解を求めていくことの重要性について賛同する。
 - ・ 企業価値担保権が設定されているケースでは、対象債権者となる面々の考え方方が変わる側面もある。企業価値担保権者がコントロールできる形でなければ対象債権者に加わるメリットがないともいえるが、本手続の対象債権者の範囲は多岐にわたり、従前の私的整理に入っていなかったデリバティブ債権やリース債権も手続に取り込まれるため、今後、具体的な検討が必要となる。
 - ・ 事業者の意識醸成は重要であるが、債権者側から弁済期に適切に請求を行い、それを契機に事業再生が検討されるという動機付けも重要である。こうしたレンダーズ・ガバナンスが機能するような環境が形成されていくことが望ましい。

●一般社団法人全国地方銀行協会の意見について

➤ 意見の概要

- ・ 今後、本制度も含め、個別の案件の状況を踏まえた適切な債務整理の方法を活用して、地域企業の円滑な事業再生、ひいては地域経済の持続的な発展に貢献していきたい。
- ・ 本制度について、現時点では事業者・金融機関等双方の理解が十分でない可能性もあるため、Q&Aにおいて制度運用の明確化を図り、制度の趣旨や概要を事業者・金融機関等へ周知を図っていただきたい。また、本制度の具体的な活用ケースを例示されることが望ましい。

●一般社団法人全国信用金庫協会の意見について

➤ 意見の概要

- ・ 資料 3 の 59 頁について、対象債権者において請求失期事由が存在すると考えているにもかかわらず、個別具体的な事情の考慮の余地なく、失期請求が一切認められないかのようにも読める。原則論としては理解できるが、個別具体的な事情によっては失期請求が行われてよい場面もあると思われるため、Q&A の策定にあたっては、例外的に失期請求を行うことが認められる余地が残るような記載ぶりにしていただきたい。
- ・ 資料 3 の 63 頁で言及及されている弁済禁止の例外に「少額の対象債権」を追加する案について、追加される少額債権の内容としては、信用金庫等が有する少額の貸付債権も対象となるよう検討されることが望ましい。
- ・ 事業再生 ADR や中小企業の事業再生等に関するガイドラインによる再生実務では、経営責任を明確化するための方策として、オーナー債権者が有する債権の放棄が行われるケースがある。早期事業再生計画の一内容として、オーナー債権者の債権の放棄を行うべきケースもある旨を Q&A で示していただきたい。

➤ 委員からの意見等

- ・ 弁済禁止の例外として「少額の対象債権」を含める案は、ファイナンス・リース債権が「貸付債権等」に含まれた場合、従前の実務と同様の取扱いを確保するための方策として検討の俎上に上がったものであり、金融機関が有する少額の貸付債権の取扱いを検討していた経緯ではない。実務的にも、少額であるからといって典型的な貸付債権を手続から除外する例はあまりないと認識している。他方、少額債権者に対して十分な説明が不要であるということではなく、全員同意を目指す中で適切に説明を果たしていく必要がある。なお、本制度が先行手続から移行する場合としては、事業再生 ADR だけでなくあらゆる私的整理手続からの移行が想定される。そのため、事業再生 ADR でイメージされるよりも少額の対象債権が発生することもあり、そうした少額債権者の理解を得るためにコミュニケーションを検討していく必要がある。
- ・ 弁済禁止の例外と計画中の弁済の問題を区別して検討する必要があり、少額債権は、本来的には権利変更議案の段階での例外的な取扱い（法第 13 条ただし書）として検討されるべきことが出発点である。
- ・ 本制度上の対象債権にはならないとしても、手続外で平行して処理すべき債権が存在すると考えられ、その中にオーナー債権者の債権やグループ企業の債権が含まれる。

●一般社団法人生命保険協会の意見について

➤ 意見の概要

- ・ 利用要件である「経済的に窮境に陥るおそれ」や指定確認調査機関による確認の基準等については、これまで議論されているとおり、制度趣旨に則り、真に事業再生が必要な事業者に活用される制度となるよう、実務面でも透明性や客観性のある制度設計をお願いしたい。

- ・ 本制度上、少額債権者の利益も一定程度保護され、納得感のある手続となることが望ましい。「貸付債権等」の性質は様々であり、対象債権者の漏れが事後的に判明する場合も想定される。この場合に対象債権者会議を省略できる場合の考え方を含め、対象債権者が権利主張をする場が適切に担保され、公平な取扱いとなるよう慎重に議論すべきである。
- ・ 例えばシンジケートローンについて、アレンジャーの判断で担保設定契約を締結しつつ、登記具備を留保する場合があり得る。こうしたケースにおいて、登記がないことをもって担保付債権者と異なる取扱いが行われるとすると、債権者・債務者双方にとって本来の意図とそぐわない帰結になることも考えられる。このように、金融債権については多様な状況が想定されるので、対象債権の範囲等について慎重に検討していただきたい。

●日本証券業協会の意見について

➤ 意見の概要

- ・ 資料7のとおり。

➤ 委員からの意見等

- ・ ISDA マスター契約におけるデフォルト事由の該当性について、早期事業再生法に類似する海外の制度はどのように解釈されているのか。
→ 各国の制度が国際的にどのように解釈されているかについては、この場では回答しかねる。いずれにしても、本手続について日本法上の一定の解釈を示したとしても、外国法上どのように解釈されるかは不明瞭である。
- ・ 本制度上、一括清算の対象の一部の取引のみ権利変更の対象となり、一括清算に支障が生じる事態は想定していないと考えている。
- ・ 私募社債について、本制度上、同一の条件の下発行された社債の一部のみ権利変更が行われることが想定されているが、そのような取扱いの問題点については会社法上の取扱いを再確認する必要がある。

●一般社団法人フューチャーズ・インダストリー・アソシエーション・ジャパンの意見について

➤ 意見の概要

- ・ 店頭デリバティブ取引の中には、清算機関を介した清算の対象となる取引がある。このような清算対象の取引は「貸付債権等」から除外いただきたい。
- ・ 資料3の21頁について、店頭デリバティブ取引について「解約されたこと」との要件が設けられているが、他の「貸付債権等」の要件と比較してバランスを欠いているのではないか。
- ・ デリバティブ取引の契約書にはISDAのフォーマットを用いたものとそうでないものがあるため、店頭デリバティブ取引については、用いるフォーマットに限らず統一的な取扱いとなるようにしていただきたい。

- ・ 近年、差金決済取引（CFD）がオンラインブローカーを中心に活発に行われているところ、その裏には多くの個人投資家が存在する。そのような取引が「金融機関等」の要件に該当するのか疑問がある。
- ・ デリバティブ取引については、今後、清算取引に移行していくことが予想される。清算機関の意見等も踏まえて検討すべきである。

➤ 委員からの意見等

- ・ 過去の私的整理においては、解約されていないデリバティブの違約金も対象債権に含めようとした事例があった。もっとも、本制度では解約された場合に限るということで、こうした考え方はとておらず、過去の実務よりも一部限定的な要件になっている。また、実需に基づくデリバティブについて、対象債権となった場合でも例外的な取扱いをすべきでないかという点は引き続き問題として残っている。
- ・ 差金取引において裏にリテールの取引（個人投資家）がある場合も多いという問題について、一般消費者向けとプロ向けの市場は区別されていると理解してよいのか。
→ CFD の場合、末端の投資家やリテールの顧客には単なる個人投資家が含まれ、数千万人の規模になる。他方、当該取引を受注する中間業者は事業として行っている証券会社等である。

お問い合わせ先

経済産業政策局産業組織課

電話：03-3501-1511（内線 2621）